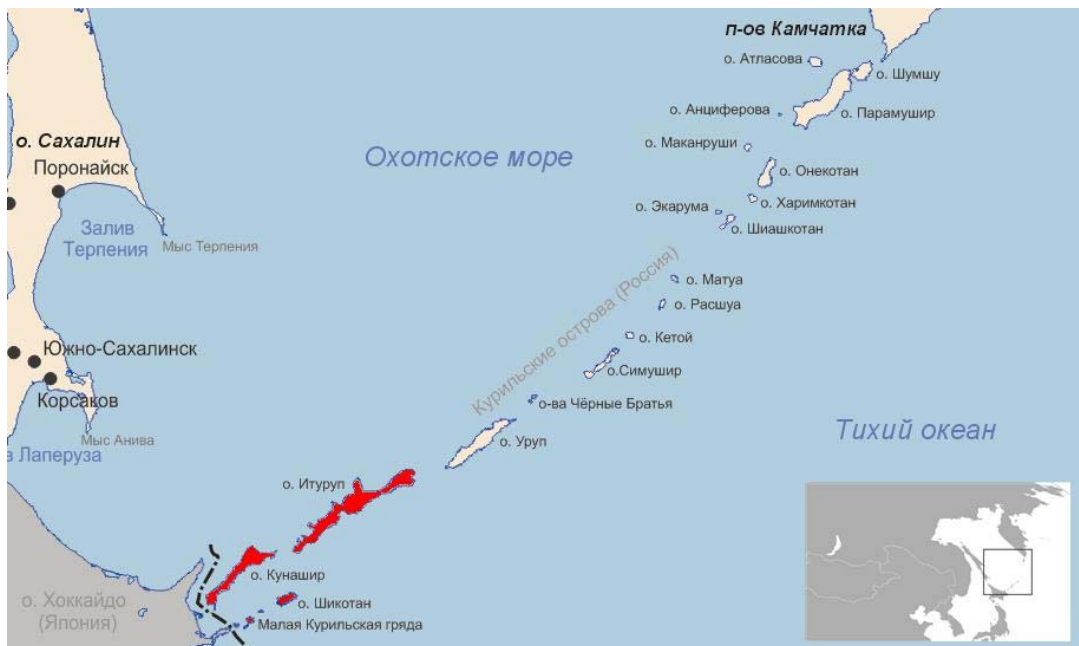


5. 日露関係 (1)



5.1. 第二次世界大戦期の日ソ関係に関連する国際法

5.1.1. 大西洋憲章

1941 年 8 月 14 日 フランクリン・ルーズヴェルト米大統領とウィンストン・チャーチル英首相、大西洋上で共同宣言を発表（大西洋憲章）。

第 2 次世界大戦において連合国がとるべき指導原則＝民族自決、主権在民、国際経済協力、社会福祉の促進、恐怖と欠乏からの自由、武力行使の破棄。

領土については、以下のような、いわゆる「領土不拡大」の原則を宣言した。

- ① 両国ハ領土的其ノ他ノ増大を求メス
- ② 両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土の変更ノ行ハルルコトヲ欲セス

1941 年 9 月 24 日 「大西洋憲章」参加のソ連政府宣言。

大西洋憲章²

（一九四一年八月十四日大西洋上ニテ署名）

アメリカ合衆国大統領及ヒ連合王国ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」総理大臣ハ会合ヲ為シタル後両国力世界ノ為一層良キ将来ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス両国国策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ

一、両国ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求メス。

二、両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土の変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。

三、両国ハ一切ノ国民力其ノ下ニ生活セントスル政体ヲ選択スルノ権利ヲ尊重ス。両国ハ主権及自治ヲ強奪

¹ 日本を中心とした第 2 次世界大戦史については、さしあたり、入江昭（篠原初枝訳）『太平洋戦争の起源』（東大出版会、1991 年）が参考になる。

² 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページから（<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j07.html> [2012 年 7 月 1 日アクセス]）。

セラレタル者ニ主権及自治力返還セラルルコトヲ希望ス。

四、両国ハ其ノ現存義務ヲ適法ニ尊重シ大国タルト小国タルト又戦勝国タルト敗戦国タルトヲ問ハス一切ノ国力其ノ経済的繁栄ニ必要ナル世界ノ通商及原料ノ均等条件ニ於ケル利用ヲ享有スルコトヲ促進スルニ努ムヘシ。

五、両国ハ改善セラレタル労働基準、経済的向上及ヒ社会的な安全ヲ一切ノ国ノ為ニ確保スル為、右一切ノ国ノ間ニ経済的分野ニ於テ完全ナル協カヲ生セシメンコトヲ欲ス。

六、「ナチ」ノ暴虐ノ最終的破壊ノ後両国ハ一切ノ国民ニ対シ其ノ国境内ニ於テ安全ニ居住スルノ手段ヲ供与シ、且ツ一切ノ国ノ一切ノ人類ノ恐怖及欠乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全ウスルヲ得ルコトヲ確実ナラシムヘキ平和ヲ確立セラルルコトヲ希望ス。

七、右平和ハ一切ノ人類ヲシテ妨害ヲ受クルコトナク公ノ海洋ヲ航行スルコトヲ得シムヘシ。

八、両国ハ世界ノ一切ノ国民ハ実在論的理由ニ依ルト精神的理由ニ依ルトヲ問ハス強カノ使用ヲ抛棄スルニ至ルコトヲ要スト信ス。陸、海又ハ空ノ軍備カ自国国境外ヘノ侵略ノ脅威ヲ与エ又ハ与ウルコトアルヘキ国ニ依リ引續キ使用セラルルキハ将来ノ平和ハ維持セラルルコトヲ得サルカ故ニ、両国ハ一層広汎ニシテ永久的ナル一般的安全保障制度ノ確立ニ至ル迄ハ斯ル国ノ武装解除ハ不可欠ノモノナリト信ス。両国ハ又平和ヲ愛好スル国民ノ為ニ圧倒的軍備負担ヲ軽減スヘキ他ノ一切ノ実行可能ノ措置ヲ援助シ及助長スヘシ。

フランクリン・ディー・ローズヴェルト

ウィンストン・チャーチル

(出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊)

5.1.2. カイロ宣言

1943 年 10 月 5 日 ルーズヴェルト、国務省との会談で、ソ連参戦を可能にするため「クリル諸島はロシアに引き渡されるべきである」と表明。

11 月 27 日 ルーズヴェルト、チャーチル、蒋介石・中華民国主席、カイロで会談を行い、「カイロ宣言」を発表。

右同盟国は自国の為ニ何等の利得をも欲求するものに非ず。又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず。

日本が第 1 次世界大戦の開始以来他国から奪ったり占領した太平洋の島々、満州、台湾などの清国から奪った地域、「暴力および貪欲により日本が略取した」他の全ての地域から駆逐されねばならぬ。

ルーズヴェルトは帰国後の演説でソ連は全サハリンの返還とクリル諸島の引き渡しを望んだと報告。

当初、「カイロ宣言」は日本に対する拘束力を持たなかったが、日本が受諾し、ソ連も参加した「ポツダム宣言」は「カイロ宣言の条項は履行せらるべし」と明言したため、日本および「ポツダム宣言」に参加した全ての国を拘束する文書となった。

カイロ宣言³

【英文】

President Roosevelt, Generalissimo Chiang Kai-shek and Prime Minister Mr. Churchill, together with their respective military and diplomatic advisers, have completed a conference in North Africa.

The following general statement was issued:

"The several military missions have agreed upon future military operations against Japan. The Three Great Allies expressed their resolve to bring unrelenting pressure against their brutal enemies by sea, land, and air. This pressure is already rising.

³ 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」資料と解説ページから（テキストは http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/01/002_46/002_46tx.html#001; 画像は http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/01/002_46/002_46_001r.html [2012 年 7 月 1 日アクセス]）。内閣府北方対策本部ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryō/pdf/gaikou06.pdf> [2012 年 7 月 1 日アクセス])。

"The Three Great Allies are fighting this war to restrain and punish the aggression of Japan. They covet no gain for themselves and have no thought of territorial expansion. It is their purpose that Japan shall be stripped of all the islands in the Pacific which she has seized or occupied since the beginning of the first World War in 1914, and that all the territories Japan has stolen from the Chinese, such as Manchuria, Formosa, and The Pescadores, shall be restored to the Republic of China. Japan will also be expelled from all other territories which she has taken by violence and greed. The aforesaid three great powers, mindful of the enslavement of the people of Korea, are determined that in due course Korea shall become free and independent.

"With these objects in view the three Allies, in harmony with those of the United Nations at war with Japan, will continue to persevere in the serious and prolonged operations necessary to procure the unconditional surrender of Japan."

【日本語訳】

「ローズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣ハ、各自ノ軍事及外交顧問ト共ニ北「アフリカ」ニ於テ会議ヲ終了シ左ノ一般の声明ヲ発セラレタリ

各軍事使節ハ日本国ニ対スル将来ノ軍事行動ヲ協定セリ

三大同盟国ハ海路陸路及空路ニ依リ其ノ野蛮ナル敵国ニ対シ仮借ナキ弾圧ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ右弾圧ハ既ニ増大シツツアリ

三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ右同盟国ハ自国ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲スルモノニ非ス又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス

右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国力奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国力清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ

日本国ハ又暴力及貧慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルヘシ

前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ艦ヲ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右三同盟国ハ同盟諸国中日本国ト交戦中ナル諸国ト協調シ日本国ノ無条件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スヘシ

(出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊)

5.1.3. ヤルタ協定

1945 年 2 月 4～11 日 ルーズヴェルト米大統領、チャーチル英首相、スターリン・ソ連首相の三巨頭会談。

ソ連は対日参戦の条件として全サハリンの返還およびクリル諸島全島の引き渡しを条件とした。

ソ連対日参戦準備にとりかかる。

4 月 5 日 ソ連外相モロトフ、佐藤駐ソ大使に中立条約不延長を通告。

ヤルタ協定⁴

千九百四十五年二月ノ「ヤルタ」会談ニ於テ作成

千九百四十六年二月十一日米国國務省ヨリ発表

三大国即チ「ソヴィエト」連邦、「アメリカ」合衆国及英国ノ指揮者ハ「ドイツ」国力降伏シ且「ヨーロッパ」ニ於ケル戦争力終結シタル後二月又ハ三月ヲ経テ「ソヴィエト」連邦カ左ノ条件ニ依リ連合国ニ与シテ日本ニ対スル戦争ニ参加スヘキコトヲ協定セリ

一、外蒙古(蒙古人民共和国)ノ現状ハ維持セラルヘシ

二、千九百四年ノ日本国ノ背信的攻撃ニ依リ侵害セラレタル「ロシア」国ノ旧権利ハ左ノ如ク回復セラルヘシ

(イ)樺太ノ南部及之ニ隣接スル一切ノ島嶼ハ「ソヴィエト」連邦ニ返還セラルヘシ

(ロ)大連商港ニ於ケル「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ之ヲ擁護シ該港ハ国際化セラルヘク又「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ海軍基地トシテノ旅順口ノ租借権ハ回復セラルヘシ

(ハ)東清鉄道及大連ニ出ロヲ供与スル南満洲鉄道ハ中「ソ」合弁会社ノ設立ニ依リ共同ニ運営セラルヘシ

⁴ 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページから (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j04.html> [2012 年 7 月 1 日アクセス])。

但シ「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ保障セラレ又中華民国ハ満洲ニ於ケル完全ナル主権ヲ保有スルモノトス

三、千島列島ハ「ソヴィエト」連邦ニ引渡サルヘシ

前記ノ外蒙古並ニ港湾及鉄道ニ関スル協定ハ蒋介石総帥ノ同意ヲ要スルモノトス大統領ハ「スターリン」元帥ヨリノ通知ニ依リ右同意ヲ得ル為措置ヲ執ルモノトス

三大国ノ首班ハ「ソヴィエト」連邦ノ右要求カ日本国ノ敗北シタル後ニ於テ確實ニ満足セシメラルヘキコトヲ協定セリ

「ソヴィエト」連邦ハ中華民国ヲ日本国ノ羈絆ヨリ解放スル目的ヲ以テ自己ノ軍隊ニ依リ之ニ援助ヲ与フル為「ソヴィエト」社会主義共和国連邦中華民国間友好同盟条約ヲ中華民国国民政府ト締結スル用意アルコトヲ表明ス

千九百四十五年二月十一日

ジェー・スターリン
フランクリン・ディー・ルーズヴェルト
ウィンストン・エス・チャーチル

(出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊)

5.1.4. ポツダム宣言

1945 年 7 月 26 日 ポツダム宣言。

カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ

7 月 27 日 最高戦争指導会議、閣議で東郷茂徳外相、領土条項修正要求とソ連からの和平仲介の回答を待つため、しばらく様子を見ることを主張。

陸軍は受諾拒否。

7 月 28 日 鈴木首相、記者会見で「黙殺」と発言。

8 月 6 日 広島に原子爆弾投下。

8 月 8 日 天皇、東郷茂徳外相に「なるべく早く戦争の終結を見るように取り運ぶことを希望する」と述べる。

ソ連、対日参戦（日本時間午後 11 時）。

8 月 9 日 長崎に原子爆弾投下。

8 月 10 日 御前会議でポツダム宣言受諾を決定。

8 月 14 日 ポツダム宣言受諾を中立国経由で連合国へ申し入れ。

ポツダム宣言（米、英、支三国宣言）⁵

千九百四十五年七月二十六日

米、英、支三国宣言

（千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ）

一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

二、合衆国、英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国カ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノカニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアルカハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廃セシメタルカニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本国本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘ

⁵ 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページから（<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html> [2012 年 7 月 1 日アクセス]）。

シ

- 四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国力引続キ
統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国力履ムヘキカヲ日本国力決意スヘキ時期ハ到来セリ
- 五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ
吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス
- 六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サル
コトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタ
ル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス
- 七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力破壊セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ聯
合国ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セ
ラルヘシ
- 八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定ス
ル諸小島ニ局限セラルヘシ
- 九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ
得シメラルヘシ
- 十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非
サルモ吾等ノ俘虏ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政
府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思
想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ
- 十一、日本国ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ
許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的
ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許可サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サル
ヘシ
- 十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府
カ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ
- 十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当
且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アル
ノミトス

(出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊)

5.2. サンフランシスコ平和条約

5.2.1. 1946 年 1 月 29 日付の連合国総司令官の日本政府宛メモランダム⁶

連合軍最高指令部訓令（SCAPIN）第677号（1946年）（抜粋）

（一九四六年一月二十九日）

三 この指令の目的から日本と言ふ場合は次の定義による。

日本の範囲に含まれる地域として

日本の四主要島嶼（北海道、本州、四国、九州）と、対馬諸島、北緯三十度以北の琉球（南西）諸島（口
之島を除く）を含む約一千の隣接小島嶼

日本の範囲から除かれる地域として

(a) 鬱陵島、竹島、済州島。(b) 北緯三〇度以南の琉球（南西）列島（口之島を含む）、伊豆、南方、
小笠原、硫黄群島、及び大東群島、沖ノ島、南鳥島、中ノ島を含むその他の外廓太平洋全諸島。(C
) 千島列島、齒舞群島（水島、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）、色丹島六 この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第八条にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策
を示すものと解釈してはならない。

(日本占領及管理重要文書集第一巻基本篇)

⁶ 外務省『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集 1992 年版』（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/1992.pdf> [2011 年 6 月 27 日アクセス]) 31 ページ。

5.2.2. アメリカの講和準備

- 1947 年 3 月 米国務省極東局北東アジア課長ヒュー・ボートン、最初の平和条約草案を準備。
→北方領土に関してはヤルタ協定どおりクリル諸島をソ連に譲渡。
- 8 月 5 日 ボートン訪日後の第 2 次案でウルップ島以北割譲に変更。
- 10 月 4 日 ジョーシ・ケナン米国務省政策企画局長、意見書でエトロフ、クナシリを日本に与えることを提案。
- 1948 年 1 月 30 日 ボートン、「クリル諸島に関してヤルタ協定では定義されていない」。
- 5 月 26 日 米国家安全保障会議「合衆国の対日政策に関する報告」。
- ①対日講和は米国の求める基本線が実現できるまで延期する。
 - ②沖縄基地を改修し、琉球列島を長期にわたって戦略的に利用できるよう、国際的承認を取り付ける。
 - ③講和後も横須賀を軍事的・商業的拠点として使用できるようにする。
 - ④共産主義者の政権奪取を防ぐため、警察力を強化する。
 - ⑤米国の対日政策の最高の目的を改革から経済復興に移す。
- 1949 年春 ドッジ・ライン（マッカーサーの経済顧問ドッジによる経済復興政策）。
- 財政緊縮政策
- ①赤字予算の克服。
 - ②補助金の打ち切り。
 - ③公務員・官公労働者の 42 万人削減。
 - ④失業対策費の 100 億円から 1 億円への減額。
 - ⑤新制中学校校舎建設費 2 万校分の削除。
- 不況と大量失業→労働運動の激化→弾圧・謀略・分断
- 1949 年 6 月 14 日 北海道町村会、外務大臣宛「懇請書」で、エトロフ、クナシリはポツダム宣言に記された千島列島に含まれないと主張。
- 27 日 在日公使ヒューストン、意見書で、エトロフ、クナシリはクリル諸島の一部で、ヤルタ協定でソ連のクリル諸島占領を正当化した、この 2 島はつねに日本領であったことを考慮すべき。
- 10 月 13 日 国務長官指示に基づく平和条約案、エトロフ、クナシリ、ハボマイ、シコタンは日本の領土と明記。
- 注釈には、「我々はソ連がそれを手放す見込みがまずないことを承知で、この処置を提案すべきであると考えてるのであって、そうすれば、ソ連が手放さない場合、我々は日本人の間で好意を獲得し、ソ連は日本人に不評をかうであろう」と記されていた。
- 11 月 2 日 平和条約新案、エトロフ、クナシリ、ハボマイ、シコタンを日本の領土からはずす。
- 脚注には、「エトロフ、クナシリ、及び小クリル島（ハボマイ群島とシコタン島）の日本保持を提案すべきか否かについての決定は、まだ最終的に話されていない。現時点での考え方は、米国は、この問題を提起すべきではないが、もし日本によって提起されたなら、われわれは同情的な態度をみせるかも知れない」と記されていた。
- 12 月 29 日 平和条約第 3 案、クリル諸島は割譲するが、ハボマイ、シコタンは日本の領土に含まれる。
- エトロフ、クナシリがクリル諸島でないとするのは無理との判断。
- 1951 年 3 月 1 日 ダレス国務省顧問案。
- 16 日 日本政府、井口貞夫外務次官によるダレス国務省顧問案に対する回答。
- 「南樺太の返還とクリル諸島の引渡しに同意」。
- 23 日 全連合国に送付された対日講和条約草案「南樺太の返還とクリル諸島の引渡し」を明記。
- 6 月 14 日 ソ連調印不参加の意向を踏まえた修正案「南樺太とクリル諸島の放棄」のみを規定
- 米国は、ソ連が不参加でも日本に「南樺太とクリル諸島を放棄」させることが

必要であった。もし、それらが日本領となると、講和条約と同時に締結する日米安保条約で防衛義務を負い、占領しているソ連軍との紛争に巻き込まれることになるから。

ソ連の講和条約調印せずの意向は中ソ友好条約で協同での対日講和を約束していたから（中国は1950年6月勃発の朝鮮戦争を戦っている）。

9月8日 日本国との平和条約（サンフランシスコ平和条約）調印

5.2.3. 日本の講和準備当時の日本政府の千島の定義

1950年3月8日 衆議院外務委員会における答弁

島津久大政務局長「ヤルタ協定の千島は南千島、北千島を含めたもの。ハボマイ、シコタンは千島に含まれていない」。

西村熊雄条約局長「千島列島が、[ウルップ・エトロフ間の] 国境以北だけ、以南の南千島は千島列島でないという解釈は生まれない」。

1950年3月8日衆議院外務委員会における質疑⁷

○浦口委員 たいへん時間が迫つておるといふ委員長のお話ですので、簡単に明瞭に御質問いたしたいと思ひます。

千島諸島の帰属問題について、二、三御質問申し上げたいと思ひます。もちろん島嶼の帰属につきましては、講和條約に際しまして、連合軍が決定するところではございますが、しかし一応われわれ国民といたしましては、その島の法的にあるべき姿をはつきりとつかんでおくことが、たいへん必要だと考えるわけでありまゝ。実は去る二月一日の外務委員会におきまして、島津政務局長は、ヤルタ協定の「千島」という呼称については不明確で、確定する方法がない、こういう発言をされておりますが、しかしそのあとで、しかし南千島と北千島の違いは実在する、こういうふうに御答弁になつております。そういうことから申しまして、ヤルタ協定の問題はあとで申し上げることにいたしまして、まず千島列島という呼称は、一体どういう島々を千島と言うのかということ、を一応お聞きしたいと思ひのであります。実は私、千島と最も近い根室に参りまして、いろいろと土地の事情を聞きまして、南千島と言われている、エトロフ、クナシリ、シコタン島、ハボマイ諸島等から引揚げて来た人の約一万六千人くらい、こういう人々は、すでに三代あるいは五代も前からこの島に住みついておりまして、この島々がポツダム宣言あるいはカイロ宣言、もちろんヤルタ協定を一応認めるとしましても、われわれはなぜ引揚げさせられたかということについて、非常に大きな疑問を持っております。そういう点についても、この際これをはつきりしておくことがたいへん必要であろうと考えるわけでありまゝ。一般に千島列島と申されておりますが、その中のハボマイ諸島とシコタン島、クナシリ島、エトロフ島等の島々は、非常に早くから北海道本島に属してござりまして、根室の国と、こう呼ばれております。そしてエトロフ島以北のカムチャツカ半島に至る十八の島々が、いわゆる千島の国と、こういうふうには呼ばれておるのであります。それでそのエトロフ島以南の、すなわちエトロフ島から南部の島々は、徳川幕府の初めから、日本人が住んでござりまして、三百有余年の長きにわたつて、父祖代々相次いで漁業に従事していたというのが、島の歴史上の明らかな事実であります。そのことは一八五四年、安政元年に、帝政ロシアと締結をいたしました神奈川條約、一名下田條約とも言われておりますが、これによつても明らかにされておるのであります。すなわちその第二條に、「今より後日本国とロシア国との境は、エトロフ島とウルツブ島との間にあるべし、エトロフ島全島は日本に属し、ウルツブ島全島とそれより北方クリル諸島はロシアに属し、樺太島に至りては日本国とロシア国との間において境界を設けず、これまでのしきり通りたるべし。」こういう一條があるのであります。これはわれわれの解釈によりますと、今まで明確であつたロシアと日本の境をはつきりしたと解釈できると思ひのであります。しかもその後いろいろ樺太の所有問題についてトラブルがありましたので、一八七五年の五月、明治八年にわが国の全権榎本武揚がロシアにおもむき、千島・樺太交換條約というものゝ締結した、こういうことも当然御承知と思ひのであります。その第二條には、「クリル全島すなわちウルツブ島よりシムシム島に至る十八の島々は日本領土に属し、カムチャツカ地方、ロバトカ岬とシムシム島との間なる海峡をもつて両国の境界とす。」こういう

⁷ 国会の議事録は、国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>) で、日付、人名、キーワードなどで検索できる。なお、ここで引用した議事録中の下線は上野による。

一線があるのであります。この二つの條約から照しまして、明らかにわれわれは、ここに千島列島という名で呼ばれる部分は、少くともエトロフ島とウルツプ島との間の千島水道と言われる以北が、いわゆる千島列島と呼ばれるものである。その以南は先ほど申し上げましたように、いわゆる北海道本島に属する根室の国の一部である。こういうふうに考えてしかるべきであると思うのでありますが、その点についてまず見解をお聞きたいと思ひます。

○島津政府委員 ヤルタ協定の千島の意味でございますが、いわゆる南千島、北千島を含めたものを言つておると考えるのです。ただ北海道と近接しておりますハボマイ、シコタンは島に含んでいないと考えます。

○浦口委員 そういたしますと、一八七五年、明治八年の千島、樺太交換條約と非常に矛盾して来るのであります。先ほど申し上げましたように、この第二條では、クリル全島、すなわちウルツプ島よりシムシユ島に至る十八の島々、こういうふうには北千島というものに対してはつきり第二條で定義されておるのであります。その点はいかがですか。

○島津政府委員 北千島の定義がそのようになっておるものと考えます。千島の定義につきましては、いろいろな経緯、歴史もあるわけでございますが、ただいま問題になっておりますヤルタ協定でいわゆる千島というものを先ほど私解釈したのでありますが……。それで御了承を願ひます。

○浦口委員 私の承知するところでは、北千島、南千島というのはいわゆる下田條約と千島・樺太交換條約、この二つの條約によつてこういう俗称が出たと考えておりますので、公文書の上では南千島、北千島の差はないというふうに承知いたしておりますが、何かそういう公文書の上で明示されたものがあるならば、お知らせ願ひたい。

○西村(熊)政府委員 それは一九四六年の一月二十九日付の総司令官の日本政府にあてたメモランダムであります。例の外郭地域を日本の行政上から分離するあの地域を明示された覚書であります。その第三項の中に「千島列島・ハボマイ諸島及びシコタン島」とございます。いわゆる南千島と北千島とを合せて千島列島という觀念で表示してあります。

○浦口委員 その條項も私は実は調べたのでありますが、島津條約局長のおつしやるように、ザ・クリル(千島)アイランズと、こうなつております。そうなりますと、先ほど申し上げました千島・樺太交換條約の第二條にはクリル全島、こういうことになつておまして、それはいわゆる下田條約による千島水道以北であるということは、はつきりするのであります。従つてその千島水道以南のエトロフ、クナシリ——シコタン、ハボマイはもちろんでありますが、これはは当然含まれない。こういう解釈が明らかになるのでありますが、その点いま一応御答弁願ひます。

○西村(熊)政府委員 御質問の趣旨がよくわかりませんので、もう一度お繰言返し願ひたいと思ひます。私は政務局長とまつたく同意見ではございますが、……。

○浦口委員 そうしますと、もう一度話が元へ返るようになるのでありますが、実は下田條約では、今より後日本国とロシア国との境は、エトロフ島とウルツプ島との間にあるべしという一線があるわけです。これによつて條約上初めて日本とロシアの境がきまつたわけです。ですからエトロフ島以南、すなわちエトロフ、クナシリ以南の島は当然もう日本国としてはつきりきまつていた後において、千島・樺太交換條約によつて、クリル全島すなわちウルツプ島よりシムシユ島——ウルツプ島というのはエトロフとの境であります。下田條約によつてすでに日本と決定されたその以北、いわゆるウルツプ島以北がクリル全島、こういう呼称で呼ばれているのであります。そうでなければこの條約の文章が成立たないのであります。

○西村(熊)政府委員 その條約の條文を持ちませんので、確とした自信はございませんが、今繰返された文句によれば、例の明治八年の交換條約で言う意味は、いわゆる日露間の国境以外の部分である千島のすべての島という意味でございましょう。ですから千島列島なるものが、その国境以北だけがいわゆる千島列島であつて、それ以南の南千島というものが千島列島でないという反対解釈は生れないかと思ひます。

○浦口委員 私はどうもそれがよくわからないのであります。もう一度詳しく申し上げたいのですが、時間がないので、外務省の方で御研究願ひたいと思ひます。この次にまた見解を發表していただきたいと思ひます。

それでは引續いてそういうことからいたしますと、実はその前にポツダム宣言及びその根拠たるカイロ宣言については、すなわち第一次世界戦争以後において日本が奪取し、または占領した一切の島嶼を剥奪すること、日本国はまた暴力及び貧欲により、日本国が略取したる他の一切の地域より驅逐せらるべし。この條項は千島——一応それを南千島、北千島とわけてお話ししてもよろしいのですが、その両方ともこれには該当しない、そういうふうを考えるのでありますが、その点いかがでありますか。

○西村（熊）政府委員 もちろんそう考えます。従ってヤルタ協定の文句も特にハンド・オーヴァー——引渡すという字を使っております。南樺太は返還すべしという用字が使っているにもかかわらず、千島列島につきましてはハンド・オーヴァー——引渡すという違った用語が使っております。その辺を考慮した上で、の條文かと私もは了解しております。

○浦口委員 そうなりますと、南と北の問題は別といたしまして、クナシリ、エトロフ、ハボマイ諸島、シコタン島から強制的に引揚げなければならなかった、その間の理由はどういう理由によるか、その点お伺いします。

○西村（熊）政府委員 今度の戦争後におきまして、連合国の日本及びドイツに対します政策の一つといたしましては、日本人及びドイツ人は将来における国境の内部に全部移住させるという政策がとられたようがあります。従いましてドイツについても同じでございますが、日本につきましては、日本軍の占領地域ないしは日本の行政下の管轄の外に置かれました領域に在住しておりました邦人も、全部いわゆる強制引揚げということになったわけでございます、その一環として、千島における在留民も、本国へ帰らざるを得ないことになったのでございます。

5.2.4. 講和会議

5.2.4.1. 日本国との平和条約⁸（サンフランシスコ平和条約）第2条c項

日本国との平和条約

Article 2

(c) Japan renounces all right, title and claim to the Kurile Islands, and to that portion of Sakhalin and the islands adjacent to it over which Japan acquired sovereignty as a consequence of the Treaty of Portsmouth of September, 5, 1905.

第二条

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百零五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

5.2.4.2. ダレス米国代表の演説

第二条c項に記載された千島列島が歯舞諸島を含むかどうかについて若干の質問があったと発言。千島列島が択捉島および国後島を含むことは明白であった。

米国代表ダレスの演説（抜粋）⁹

第一章は、戦争状態を終了し、日本国民の完全なる主権を認めるものであります。その認められた主権は「日本国民の主権」である点に注意しましょう。日本主権の領域はどうでしょうか。第二章においてそれを取扱っております。日本は日本に関する限り六年前現実に実施されたポツダム降伏条項の領土規定を正式に承認しております。

ポツダム降伏条項は、日本及び連合国が全体として拘束される平和条項の定義のみを規定しております。若干の連合国の間には若干の私的了解がありましたが、日本も又他の連合国もこれらの了解に拘束されたものではありません。従って、本条約は、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及びその他の諸小島に限られるべきことを規定した降伏条項第八条を具体化しております。第二章第二条に包含されている放棄は、厳格に且つ慎重にその降伏条項を確認しています。第二条(C)に記載された千島列島という地理的名称が歯舞諸島を含むかどうかについて若干の質問がありました。歯舞を含まないというのが合衆国の見解であります。

5.2.4.3. グロムイコ・ソ連代表の演説

グロムイコ外相、講和条約に樺太、千島列島に対するソ連の主権の承認義務が規定されていないことをソ連の主権の侵害の企図、ヤルタ協定違反と非難。

⁸ 英語は外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/region/europe/russia/territory/edition92/period4.html> [2011年4月25日アクセス])、日本語は内閣府北方対策本部ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou10.pdf> [2011年4月25日アクセス])。

⁹ 前掲『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集 1992年版』33ページ。

ソ連代表グロムイコの演説（抜粋）¹⁰

対日平和条約は、当然、日本との講和に関連する幾多の領土問題を決定しなければならないのであります。米国、英国、中国及びソ連邦はこの点についても明確な責任を負担したのであります。これらの責任はカイロ宣言、ポツダム宣言、及びヤルタ協定中に述べられているのであります。

これらの協定は中国から分離された領土に対する中国の、現在は中華人民共和国の絶対的に論争の余地のない権利を認めているのであります。台湾、澎湖諸島、西沙群島及びその他の中国領土の如き、中国の原領土で分離されたものが、中華人民共和国に返還さるべきであることは論議の余地のないところであります。

樺太の南半部及び隣接諸島、並びに現在ソ連の主権下にある千島列島に対するソ連の領土権はこれまた論議の余地のないところであります。

かくのごとく、対日平和条約を準備するに当って生ずる領土問題を解決するとともに、もしわれわれが日本が武力によって占領した諸地域に対する論議の余地なき国家の領土権から議論を進むべきものとするならば、条約はこの点に関し明確を欠いてはならないのであります。

（中略）

平和条約米英草案の領土問題に関する部分について、ソ連邦代表団は、日本軍国主義者達によって分割された台湾、澎湖島、西沙群島及びその他の島々のごとき、中国の領土の欠くことのできない部分の返還に対する中国の、議論の余地なき権利を、この草案がはなはだしく侵害するものであることをのべる必要があります。と考えるのであります。草案は、これらの領土に対する権利を日本が放棄することに言及するだけで、これらの領土のそれ以上の運命については、故意に触れることを省略しているのであります。しかしながら、実際には、台湾及び前述の諸島は、アメリカ合衆国によって占拠され、合衆国は、審議中の平和条約草案の中でこの侵略的行動を合法化しようと欲しているのであります。ところで、これ等の領土の運命は、絶対的に明白なものでなければならないのであります。彼等はその土地の主人である中国民衆の手に返還されなければならないのであります。

同様に、既にソ連邦の主権下にある千島列島はもとより、南樺太及びそれに近接する諸島に関するソ連邦の主権をはなはだしく侵害しようとして、草案は、又もや日本のこれ等領土に対する権利、権原及び請求権の放棄に言及するにとどまり、これら領土の歴史的附属物及びソ連邦の領土のかかる部分に対する主権を承認すべき日本の当然の義務については何等ふれるところがないのであります。

われわれは、妥当な時に、カイロ及びポツダム両宣言並びにヤルタ協定に署名した合衆国とグレート・ブリテンとが、領土問題についてかかる提案を呈示することによって、これ等の国際的協定によって約束した義務の由々しき侵犯の道を辿ったという事実について語ろうとはおもわないのであります。

（中略）

これを要するに、平和条約米英草案に関し、次にのべるような結論を引出すことが出来るのであります。

一、草案は日本の軍国主義の再建と、日本の侵略国家への変質に備えてのいかなる保証をも含んでおりません。草案は、軍国主義者日本による侵略を蒙った国々の安全を確保するためのいかなる保証をも含んでおりません。草案は日本の軍国主義の再建のための条件を創り上げ、新しい日本の侵略の危険を創っております。

二、草案は、事実上外国占領軍の撤退について何等の規定もしておりません。反対に平和条約署名後においてなお日本領土上に外国の武装軍隊が駐屯することと、日本国内に外国の軍事基地を存置することを保証しております。草案は、日本の自己防衛に名をかりて、日本が合衆国との侵略的な軍事同盟に参加することを規定しております。

三、草案は、単に、軍国主義者日本に対する戦争に参加した国々のうちのどれかを目標としてなされたいかなる提携にも参加してはならないという日本の負うべき義務を設定していないのみならず、反対に、合衆国の保護をうけてつくられた極東における侵略的ブロックに、日本が参加する道を開いているのであります。

四、草案は、日本の民主化について、すなわち日本における戦前のファシスト体制の復活にとって直接の脅威となる、民主主義的な権利の日本人民に対する保証について、いかなる規定も含んでいないのであります。

五、草案は、中国の欠くことのできない部分、すなわち日本の侵略の結果中国から分割された、台湾、澎湖島、西沙群島及びその他の領土に対する中国の正当なる権利をはなはだしく侵害するものであります。

¹⁰ 同上、34-35 ページ。

- 六、条約草案は、ヤルタ協定で合衆国とグレート・ブリテンとが、樺太のソ連邦への返還保証した義務に矛盾するものであります。
- 七、外国の、先ず第一にアメリカの独占のためにこれらの国が占領期間中に獲得した特権を確保すべく、無数の経済に関する条項が立案されております。日本経済は、これら外国の独占に奴隷のごとく依存する状態におかれているのであります。
- 八、草案は、日本の占領に苦しんだ国々が蒙った損害に対して日本がなすべき賠償に関し、それらの国が有する合法的な請求権を無視しているのであります。同時に、直接日本人の労働によって損害を賠償することを規定して、この草案は、日本に奴隷のような賠償の形式を課しているのであります。
- 九、平和条約米英草案は、平和の条約ではなくして、極東における新しい戦争の準備のための条約であります。

5.2.4.4. 吉田代表の演説

吉田茂は、演説の中で、「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は承服いたしかねます」と述べているが、グロムイコは、「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだ」とは明確に主張していないので、これはソ連全権に対する反論の形を借りて、領土不拡大原則に違反した平和条約に対して、したがって米英を含む連合国全体に対して反論したものとも考えられる。

吉田は、この演説で、択捉島と国後島を「千島南部の二島」と、またウルップ島以北を「北千島」と呼んでいる。また「千島列島および樺太南部は、日本降伏直後の一九四五年九月二十日一方的にソ連領に収容された」、「日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島および歯舞諸島」と述べていることから、択捉島および国後島は千島列島であり、色丹島および歯舞群島は北海道の一部であると考えていることは明らかである。

こうした「千島列島」、ならびに「北千島」と「南千島」の定義は、当時の政府では一貫しており、先に見た 1950 年 3 月 8 日衆議院外務委員会における島津久大（ひさなが）政務局長および西村熊雄条約局長の答弁、またのちに見る 1951 年 10 月 19 日衆議院外務委員会（批准国会）での西村熊雄条約局長の答弁の「この条約に千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味である」も同様の趣旨。

日本代表吉田首相の演説（抜粋）¹¹

ここに提示された平和条約は、懲罰的な条項や報復的な条項を含まず、わが国民に恒久的な制限を課すこともなく日本に完全な主権と平等と自由とを回復し、日本を自由且つ平等の一員として国際社会に迎えるものであります。復讐の条約ではなく、「和解と信頼」の文書であります。日本全権はこの公平寛大なる平和条約を欣然受諾致します。

過去数日にわたってこの会議の席上若干の代表団は、この条約に対して批判と苦情を表明されましたが、多数国間における平和解決にあつては、すべての国を完全に満足させることは、不可能であります。この平和条約を欣然受諾するわれわれ日本人すらも、若干の点について苦悩と憂慮を感じることが否定できないのであります。この条約は、公正にして史上かつて見ざる寛大なものであります。従つて日本のおかれている地位を十分承知しておりますが敢えて数点に付全権各位の注意を喚起せざるを得ないのはわが国民に対する

私の責任と存ずるからであります。

第一は領土の処分問題であります。

（中略）

千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は、承服いたしかねます。

日本開国の当時、千島南部の二島、択捉、国後両島が日本領であることについては帝政ロシアもなんらの異議を挿さなかったものであります。ただ得撫以北の北千島諸島と樺太南部は、当時日露両国人の混住の地でありました。一八七五年五月七日、日露両国政府は、平和的な外交交渉を通じて樺太南部は露領とし、その代償として北千島諸島は日本領とすることに話合をつけたのであります。名は代償であります。名は代償であります。名は代償であります。樺太南部を譲渡して交渉の妥結を計ったのであります。その後樺太南部は、一九〇五年九月五日ルーズヴェ

¹¹ 同上、36 ページ。

ルト・アメリカ合衆国大統領の仲介によって結ばれたポーツマス平和条約で日本領となったのであります。千島列島および樺太南部は、日本降伏直後の一九四五年九月二十日一方的にソ連領に収容されたのであります。また、日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島および歯舞諸島も終戦当時々々日本兵営が存在したためにソ連軍に占領されたままであります。

5.2.5. 批准国会における千島列島の範囲についての質疑

1951年10月19日のいわゆる批准国会、すなわち衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において、サンフランシスコ平和条約の千島列島の範囲についての質疑がおこなわれた。サンフランシスコ講和会議前の1950年3月8日の衆議院外務委員会での質疑における「千島の範囲には北千島および南千島が含まれる」という政府見解は変わっていない。

1951年10月19日衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会における質疑

○高倉委員 本会議また昨日の委員会を通じまして、いろいろと條約問題につきまして質問がなされておりますので、われわれの言わんと欲することも大方言い盡されているような次第であります。実は二十四日に大体質問をする考えでございましたし、本日は総理もお疲れのことと思いますから、頭を冷静にされてからお聞きした方がむしろいいかと思っておりますので、簡潔に二、三御質問申し上げたいと思っております。

まず領土の問題であります。過般のサンフランシスコの講和條約の第二條の（C）項によりますと、日本国は千島列島の主権の放棄を認められたのである。しかしその千島列島というものはきわめて漠然としておる。北緯二五・九度以南のいわゆる南西諸島の地域の條文におきましては、詳細に区分されておるのであります。千島列島は大ざっぱではつきりしていませんのであります。そこで講和條約の原文を検討する必要があります。條約の原文にはクリル・アイランド、いわゆるクリル群島と明記されておるように思いますが、このクリル・アイランドとは一体どこをさすのか、これを一応お聞きしたいと思います。

○吉田国務大臣 千島列島の件につきましては、外務省としては終戦以来研究いたして、日本の見解は米政府に早くすでに申入れてあります。これは後に政府委員をしてお答えをいたさせますが、その範囲については多分米政府としては日本政府の主張を入れて、いわゆる千島列島なるものの範囲もきめておろうと思っております。しさいのことは政府委員から答弁いたさせます。

○西村（熊）政府委員 條約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えております。しかし南千島と北千島は、歴史的に見てまったくその立場が違うことは、すでに全權がサンフランシスコ会議の演説において明らかにされた通りでございます。あの見解を日本政府としてもまた今後とも堅持して行く方針であるということは、たびたびこの国会において総理から御答弁があつた通りであります。

なお歯舞と色丹島が千島に含まれないことは、アメリカ外務当局も明言されました。しかしながらその点を決定するには、結局国際司法裁判所に提訴する方法しかあるまいという見解を述べられた次第であります。しかしあの見解を述べられたときはまだ調印前でございましたので、むしろソ連も調印する場合のことを考えて説明されたと思っております。今日はソ連が署名しておりませんので、第二十二條によつてヘーグの司法裁判所に提訴する方途は、實際上ない次第になつております。

○高倉委員 このクリル群島と千島列島を同じように考えておられるような今のお話ですが、これは明活八年の樺太・クリル交換條約によつて決定されたものであつて、その交換條約によりますと、第一條に、横太全島はロシア領土として、ラベルズ海峡をもつて両国の境界とする。第二條には、クリル群島、すなわちウルツ島から占守島に至る十八の島は日本領土に属す。カムチャツカ地方、ラバツカ岬と占守島との間なる海峡をもつて両国の境とする。以下省略しますが、こういうふうになつておる。この條約は全世界に認められた国際的の公文書でありますので、外務当局がこのクリル群島というものと、千島列島というものの翻訳をどういうふうに考えておられるか、もう少し詳しく御説明を願いたいと思っております。

○西村（熊）政府委員 平和條約は一九五一年九月に調印されたものであります。従つてこの條約にいう千島がいずれの地域をさすかという判定は、現在に立つて判定すべきだと考えます。従つて先刻申し上げましたように、この條約に千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味であると解釈しております。但し、両地域について歴史的に全然違つた事態にあるという政府の考え方は将来もかえまじいことを御答弁申し上げた次第であります。

○高倉委員 どうも見解が違いますのでやむを得ないと思いますが、過般の講和会議においてダレス全権が、歯舞、色丹諸島は千島列島でない、従ってこれが帰属は、今日の場合国際司法裁判所に提訴する道が開かれておると演説されておるのであります。吉田全権はそのとき、千島列島に対してもう少しつつ込んだところの—歯舞と色丹は絶対に日本の領土であるとは言っておられますけれども、国際司法裁判所に提訴してやるというまでの強い御意思が発表されていなかったようでありますが、この問題に對しまして、たゞいまあるいは今後も、どのようなお考えを持っておられるかということについて伺います。

○吉田国務大臣 この問題は、日本政府と総司令部の間にしばしば文書往復を重ねて来ておるので、従って米国政府としても日本政府の主張は明らかであると考えますから、サンフランシスコにおいてはあまりくどくと言わなかったのであります。しかし問題の性質は、米国政府はよく承知しておると思ひます。従つてまたダレス氏の演説でも特にこの千島の両島について主張があつたものと思ひます。今後どうするかは、しばらく事態の経過を見ておもむろに考えたいと思ひます。これは米国との関係もありますから、この関係を調節しながら処置をいたす考えております。

5.3. 日ソ平和条約締結交渉

5.3.1. 日ソ平和条約締結交渉の開始

1954 年 9 月 25 日 米国務省対ソ書簡。

1952 年 10 月 7 日に歯舞群島上空で撃墜された米軍機の賠償を請求。

平和条約・ヤルタ協定の「クリル諸島」は歯舞を含まず。

10 月 12 日 マレンコフ・周恩来ソ中両国首相、共同声明で日本との国交正常化を呼びかける（日米関係の修正要求はなし）。

11 月 7 日 歯舞上空で米軍機再び撃墜。

12 月 10 日 鳩山政権発足。

1955 年 新年 鳩山、記者会見でソ連・中国との国交回復に意欲。

1 月 26 日 ダレス米国務長官、アリソン駐日大使を介して重光外相に、①ソ連との取り決めは日米安保条約・日華平和条約に抵触しないようにする、②サンフランシスコ条約と矛盾しないようにする、③歯舞、色丹は日本領土との日本の主張を支持する、と伝える。

2 月 4 日 島駐米大使、フーヴァー米国務次官に、クリル諸島返還要求を支持するよう求める。

4 月 9 日 「米国の対日政策」採択。

①日本が共産国と政治的に結びつくことに反対

②歯舞、色丹に対する主権要求を支持

4 月 20 日 シーボルト米国務次官補の覚書。

「クリル諸島の一部を要求する日本の主張を激励する強い政治的理由がある」。

5 月 24 日 松本全権への訓令（未公開）、閣議決定。

①歯舞・色丹の返還

②千島・南樺太の返還

米国はソ連側の譲歩の可能性をおそれていた。

6 月 3 日 ロンドンで日ソ平和条約交渉開始（松本全権・マリク・ソ連駐英大使）。

8 月 4 日 フルシチョフソ連共産党第 1 書記、日米にくさびを打ち込むため、歯舞・色丹の引渡しを決断し、マリクから松本に伝えられる。

日本外務省内親米派、米国は日ソ交渉妥結を憂慮。

8 月 18 日 日本外務省幹部会、4 島返還を要求することに決定？

8 月 20 日 寺岡・外務省欧州参事官、4 島返還要求を朝日新聞にリーク。

8 月 25 日 松本全権、20 日の記事に驚き、ソ連の 2 島返還への譲歩を共同通信→毎日新聞にリーク。

重光と寺岡は松本の電報を鳩山に知らせず、2 島返還というソ連の譲歩を隠しておき、2 島返還に対抗する 4 島返還論の新方針を首相と相談せずに決定して、新聞にリークして既成事実化。

- 8月30日 松本全権、マリクに4島返還の新方針を伝える。マリクは拒否。交渉は行き詰まる。
- 9月15日 松本全権、帰国。
- 9月 ダレス米 국무長官、ソ連のクリル諸島・南サハリン領有を認めてはならない、などを日本に伝える。
- 10月5日 松本、齒舞・色丹の返還で妥結すべきと毎日新聞紙上で主張。
- 10月6日 小泉信三、毎日新聞でソ連を「火事場泥棒」と非難。

5.3.2. 日ソ平和条約締結交渉の再開

- 1956年4月27日 漁業交渉のためモスクワ入りした河野一郎農相、ブルガーニン首相との会談で平和条約交渉再開を合意。
- 7月31日 重光全権、シェビーロフ外相と交渉開始。
重光、4島返還、2島返還+残り2島の継続交渉、2島返還+サ条約確認と次々に提案。
- 8月12日 重光、ソ連案（2島返還）で妥結を決意。
日本政府、ソ連案拒否で合意。
- 8月19日 重光、交渉を中断し、ロンドンでダレスと会い、2島返還妥結を説明するが、ダレスはそれなら米国は沖縄を返さないと恫喝。
鳩山は平和条約なしの国交正常化（アデナウアー方式）を決意。
- 10月16日 日ソ共同宣言調印。
「齒舞群島および色丹島は平和条約が締結された後に現実に日本に引き渡される」。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言¹²

- 9 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。
- ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、齒舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

5.4. 「北方領土」問題の発生

5.4.1. 「日ソ共同宣言」から「北方領土」問題の発生まで

- 1957年2月13日 戦後最初のソ連駐日大使テヴォシャン着任。
- 4月20日 フルシチョフ、日ソ共同で米英に対し核実験中止を要求することを提案。
岸内閣、これを拒否。
- 5月16日 岸首相、参議院で、ソ連が南千島を返還しない限り平和条約は結ばないと言明
- 5月23日 米国、1954年11月7日に北海道沖におけるソ連戦闘機による米軍機撃墜事件の賠償を要求する書簡をソ連に送付。
「これら（ヤルタ協定とサンフランシスコ条約）の文書における『クリル諸島』という字句は、齒舞群島や色丹島、それに従来つねに日本本土であったものであり、したがって正義上、日本の主権下にあるものと認められるべき国後島と択捉島を含んでもいなければ、含むように意図されもしなかったということを繰り返して言明する」。
→国後島・択捉島に関する米国の明確な方針転換。
- 6月 フルシチョフ、訪ソした日本の記者（朝日新聞編集局長・広岡知男）のインタビュー

¹² 内閣府北方対策本部ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryu/pdf/gaikou18.pdf> [2011年4月25日アクセス])。

で、「日本は条約そのものをなぜ早く結ばないのだろうか」と発言。

1959 年 9 月 11 日 フルシチョフ、訪ソした自民党三木武夫に、択捉島と国後島を日本に返還したら、「これらの島がソ連攻撃の基地として使われる」と発言。

12 月 日ソ共同宣言後、歯舞、色丹から引き上げていたソ連住民が、新しいサンマ加工工場の建設とともに島に帰還し始める。

1960 年 1 月 27 日 日米安保条約に関するグロムイコ覚書。

「ソ連政府は、日本政府によって調印せられた新（日米安保）条約がソ連邦と中華人民共和国に向けられたものであることを考慮し、これらの諸島（歯舞群島と色丹島）を日本に引き渡すことによって外国軍隊によって使用せられる領土が拡大せられるがごときことを促進することはできない。よって、ソ連政府は、日本領土からの全外国軍隊の撤退およびソ日間平和条約の調印を条件としてのみ、歯舞および色丹が 1956 年 10 月 19 日付けソ日共同宣言によって規定されたとおり、日本に引き渡されるだろうということを声明することを必要と考える」。

2 月 5 日 日本政府、直ちに抗議の覚書を送付。

「共同宣言は、日ソ両国関係の基本を律する国際取り決めであり、両国それぞれの最高機関によって批准された正式の国際文書である。この厳粛な国際約束の内容を一方的に変更しえないことはここに論ずるまでもない。さらに日ソ共同宣言が調印された際、既に無期限に有効な現行安全保障条約が存在し、日本国に外国軍隊が駐留しており、同宣言はこれを前提とした上で締結されたものである」。「日本国政府は、領土問題について共同宣言の規定に新しい条件を付し、これによって宣言の内容を変更せんとするソ連邦の態度はこれを承認することができない」。「また我が国は、歯舞群島、色丹島のみならず他の日本の固有の領土の返還をあくまでも主張するものである」。

↓

ソ連の宣言の内容を一方的に変更する覚書も日本政府の言うとおりの不当なものだが、日本政府の反論の中での「他の固有の領土の返還」論もまたソ連からすれば共同宣言に反する不当なもの。

5 月 31 日 米国国家安全保障会議文書「対日政策ステートメント」。

「日本が中ソ・ブロックに対するその正当な領土、漁業、その他の要求を出し、中立化や政治的譲歩を求める中ソの圧力に抵抗するよう支持し、激励する。クリル諸島と南サハリンに対する主権を求めるソ連の主張に譲歩しない」。

1961 年 9 月 25 日 フルシチョフの池田首相あて書簡。

「領土問題は一連の国際協定によって久しき以前に解決済みである」。

10 月 3 日 池田首相、衆議院予算委員会での発言。

「千島とは得撫島以北十八の島をさすことに国際的になっておるわけでございます」。

→ 10 月 6 日、政府見解となる。

11 月 15 日 池田首相、フルシチョフあて書簡。

「日本政府がサン・フランシスコ条約によってその権利を放棄した『千島列島』は、この歴史的にも明らかな概念であるウルップ以北の十八島を指すものであって、元来『千島列島』に含まれぬ日本固有の領土であるクナシリ、エトロフ両島については、日本政府はなんらの権利をも放棄したものではない」。

↓

「北方領土問題」の発生

5.4.2. 千島列島の定義の変更

1961 年 10 月 6 日以降、日本政府は、「千島とは得撫島以北十八の島をさす」という見解を打ち出し、サンフランシスコ平和条約第 2 条 c 項で放棄した千島の範囲を変更した。この「千島とは得撫島以北十八の島をさす」という根拠となったのは、1875 年 5 月 7 日に日露間で調印されたサンクト・ペテルブルク条約（千島・樺太交換条約）第 2 款の「現今所領『クリル』群島即チ第一・・・」という規定である。しかし、第 2 款が、日本政府見解の言うように、千島列島はウルップ島以北の 18 島であるということを述べているかどうかは、必ずしも明確ではない。

サンクト・ペテルブルク条約第 2 款

【フランス語正文¹³】

Article II En échange de la cession à la Russie des droits sur l'île de Sakhaline, énoncée dans l'article premier, Sa Majesté l'Empereur de toutes les Russies, pour Elle et Ses héritiers, cède à Sa Majesté l'Empereur du Japon le groupe des Îles dites Kouriles qu' Elle possède actuellement, avec tous les droits de souveraineté découlant de cette possession, en sorte que désormais ledit groupe des Kouriles appartiendra à l'Empire du Japon. Ce groupe comprend les dix-huit îles ci-dessous nommées : 1/ Choumchou, 2/ Alaïd, 3/ Paramouchir, 4/ Makanrouchi 5/ Onékotan, 6/ Harimkatan, 7/ Elaima, 8/ Chiachkotan, 9/ Moussir, 10/ Raïkoké, 11/ Matoua, 12/ Rastoua, 13/ les îlots de Srednéva, 14/ Kétoï, 15/ Simousir, 16/ Broton, 17/ les îlots de Tchorpōi et Brat Tchepoïeffet, 18/ Ouroup, en sorte que la frontière entre les Empires de Russie et du Japon dans ces parages passera par le détroit qui se trouve entre le cap Lopatka de la péninsule de Kamtchatka et l' île de Choumchou.

【ロシア語訳¹⁴】

Статья 2 Взамен уступки России прав на остров Сахалин, изъясненной в статье первой, Его Величество Император Всероссийский, за Себя и Своих Наследников, уступает Его Величеству Императору Японскому группу островов, называемых Курильскими, которыми Он ныне владеет, со всеми верховными правами, истекающими из этого владения, так что отныне сказанная группа Курильских островов будет принадлежать Японской Империи. Эта группа включает в себе нижеозначенные восемнадцать островов, а именно: 1) Шумшу, 2) Алайд, 3) Парамушир, 4) Маканруши, 5) Онекотан, 6) Харимкотан, 7) Экарма, 8) Шиашкотан, 9) Муссир, 10) Райкоке, 11) Матуа, 12) Растуа, 13) островки Среднева и Ушисир, 14) Кетой, 15) Симусир, 16) Бротон, 17) островки Черпой и Брат Черпов и 18) Уруп, так что пограничная черта между Империями Российской и Японской в этих водах будет проходить через пролив, находящийся между мысом Лопаткою полуострова Камчатки и островом Шумшу.

【日本語訳¹⁵】（榎本訳？）

第二款 全魯西亜国皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島（即薩哈連島）ノ権理ヲ受シテ其後胤ニ至ル迄、現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカンルシ」島第五「ヲネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「ジャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「チエルポイ」ならびに「ブラット、チエルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ヒ君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラバツカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ両国ノ境界トス

【現代語訳】（上野訳）

第 2 条 第 1 条に述べられたサハリン島に対する諸権利のロシアへの譲渡の代わりに、全ロシア皇帝は後継者に至るまで、クリル諸島と呼ばれる諸島のうち、自身が現在所有している島々のグループを、その所有に由来するすべての主権とともに日本皇帝に対して譲渡する。この島々のグループには以下の 18 島が含まれ

¹³ 同上『締盟各国条約彙纂』647-648 ページ（国立国会図書館近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/798309/339>）。

¹⁴ 在ロシア日本国大使館ホームページ（<http://www.ru.emb-japan.go.jp/RELATIONSHIP/MAINDOCS/1905.html#I> [2011 年 5 月 17 日アクセス]）。

¹⁵ 内閣府北方対策本部ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou02.pdf> [2011 年 5 月 17 日アクセス]）。

る。その 18 島とは、すなわち、1) シュムシュ、2) アライド、3) バラムシル、4) マカンルシ、5) オネコタン、6) ハリムコタン、7) エカルマ、8) シャシコタン、9) ムシル、10) ライコケ、11) マツア、12) ラスツア、13) スレドネヴァおよびウシシル、14) ケトイ、15) シムシル、16) プロトン、17) チェルポイおよびブラット・チェルポエフ、18) ウルップである。したがって、この海域におけるロシア国と日本国の境界はカムチャツカ半島ロパトカ岬とシュムシュ島との間の海峡を通過することになる。

ここで問題となるのは、フランス語正文の *le groupe des Îles dites Kouriles* (クリルと呼ばれる島々のそのグループ) についてである。フランス語正文からの直訳で「自身が現在所有しているクリル諸島のグループ」となる部分を、当時の日本語訳は「現今所領『クリル』群島」と訳しており、「クリル諸島のグループ」が「クリル群島」と簡略化されていて、*groupe* (グループ) に対応する語を別途訳出していない。このため、日本語訳では、クリル群島すなわちクリル諸島がここで挙げられている 18 島だけを意味すると読める(と 1956 年以降の日本政府が主張している)が、フランス語正文では必ずしもそのように解釈することはできない。また、日本語訳には、フランス語正文には存在していない「而今而後『クリル』全島ハ日本帝国ニ属シ」の語句が付け加えられている。1875 年当時は、こうした誤訳や正文に存在していない語句の付加による誤解は、特段の問題にはならなかった。というのは、日露和親条約により、ウルップ島以南の択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島などはすでに日本領として確定していたため、千島・樺太交換条約において、カムチャツカ半島のすぐ南にあるシュムシュ島から根室半島沖の歯舞群島まで、すべて日本の領土となったことは明白であったからである。

この第二款が問題となったのは、1956 年以降の日ソ平和条約締結交渉において、日本政府が、歯舞群島および色丹島だけでなく、1951 年のサンフランシスコ平和条約第 2 条 c 項で放棄した「千島列島」に含まれているはずの国後島および択捉島の返還をソ連に対して要求し、平和条約を締結できなかったからである。日本政府は、国後島および択捉島の返還要求と、「千島列島」を放棄したサンフランシスコ平和条約第 2 条 c 項との整合性を持たせるために、1961 年 10 月 6 日以降、「国後島および択捉島は千島列島ではない」という主張を展開し始め、その根拠に、この 1875 年のサント・ペテルブルク条約第二款の日本語訳を挙げたのである。

日本政府は、1950 年から 1951 年にかけての、すなわちサンフランシスコ平和条約締結時の見解は、すなわち国後島および択捉島は千島列島であり、したがってサンフランシスコ平和条約第 2 条 c 項で放棄した千島列島には国後島および択捉島は含まれるという見解を、1961 年以降、明らかに変更したのである。また同時に、国後島及び択捉島を指していた「南千島」という言葉も、これらの志摩が千島に含まれないという見解と整合性をもたせるために使用されなくなり、そのかわりに「北方領土」という用語が使われるようになった。

5.4.3. 「北方領土」に関する現在の日本政府の主張

サンフランシスコ平和条約は、千島列島と南樺太について次のとおり規定しています。

「日本国は、千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」(第二条 (c) 項)

この規定によって、日本は千島列島と南樺太を放棄しましたが、平和条約はこれらの地域が最終的にどこに帰属するかについては、何も定めていません。ソ連は、これらの地域を一方的に自国の領土に入れ、今日まで事実上これらの地域に施政を及ぼしてきましたが、国際法上これらの地域がどこに帰属するかは今なお未定であるわけです。

また、平和条約は「千島列島」(*The Kurile Islands*)の地理的な範囲をはっきりと定めていませんが、この点については、平和条約を結んだ際の次の諸事情が考慮されるべきものと考えます。

すなわち、平和条約の草案が検討されていた段階で、日本政府は、歯舞群島、色丹島は北海道の一部であり、また、国後、択捉両島は千島列島とは違って一度も外国の領土となったことがないこと、及びこれら諸島は動植物分布など地理的条件が千島列島とは違うことを示す資料を米政府に提出しました。

サンフランシスコ会議で、日本の吉田全権は歯舞群島、色丹島が日本本土の一部を構成するものであることはもちろん、国後、択捉両島が昔から日本の領土だった事実について会議参加者の注意を喚起しています。

この会議で、米国のダレス全権は、ポツダム降伏条件が日本及び連合国全体を拘束する唯一の講和条約であること、したがって、いくつかの連合国の間には私的な了解があったが、日本も他の連合国もこれらの了解には拘束されないことを明らかにしました。

したがって、平和条約そのものは千島列島の地理的範囲をはっきりと定めていませんが、我が国の立場は十分明らかにされています。平和条約にいう「千島列島」には、日本固有の領土である歯舞群島、色丹島及び国後、択捉両島は含まれないとの解釈は、我が国を拘束するいかなる国際合意とも矛盾しません。

日本政府も国会審議などで、国後、択捉両島は日本固有の領土であって、サンフランシスコ平和条約で放棄した「千島列島」には含まれないという見解を繰り返し明らかにしてきています。

その後、米国政府は、一九五六年九月七日の国務省覚書で、「択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島と共に）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものである」という公式見解を明らかにして、我が国の立場を支持しています。

さらに、一九五四年、北海道上空で米国の飛行機が撃墜されるという事件が起こりましたが、同事件に対して米国政府がソ連政府にあてた一九五七年五月二十三日の書簡でも、サンフランシスコ平和条約、ヤルタ協定などの「千島列島」という言葉が、「従来常に日本本土の一部であったものであり従って正義上日本の主権下にあるものと認められるべき歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されもしなかったということを繰り返し言明する。」と述べられています。

これら米国政府の文書は、サンフランシスコ平和条約の起草国としての米国の立場から、これまで述べた日本政府の解釈の正しさを確認したものです。

（外務省『われらの北方領土2010年版』¹⁶10-11ページ）

¹⁶ 外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/hoppo6.html> [2011年5月16日アクセス]）。